

望む振興会の育成強化

自立による振興小組合や農業協同組合を主幹とする実行小組合等ありて行政の末端浸透に幾多の支障あり、これを整備統合し受入れを一本にし、その枠内部門において前記各種の活動を円滑に而も完全にそれぞれその目的

振興会運営の適否は將來の
加治木町行政を大きく左右する

三、振興会は、その組織的機能の上から総合的地域團体の性格を持つものであること。
四、振興会は、政治の中立性を守り、一黨一派に偏した政治活動を行わないこと。

三、入会は、成員の理解と協力によつてこれを求め、強制的勧奨に涉らないこと。

部組織の場合を含む
この地域又は構成団体の長が振興会のそれと同様である場合は、振興会の長は振興会の長が兼ねるか、或は

、一部に名前が記載され
で推薦し、会長が總会に
に諮つて指名する。
が總会に諮つて委嘱す
る。

但し、部長はその職能によつて指名することがあります（但し、副会長は、総務部長等は、役員に久員を生じ、補充する場合は前任者の残存期間と同一の会長は、この会議の議長となる。

より推薦し、会長が総会に諮
る。(9)

第十条 この会の会計年度をもつて決する。
年三月三十日をもつて終る。

長は、毎年四月一日に始まり翌
月の三月三十日まで、維持負担金、寄附金、使用
補助金をもってこれに充て

か町発展の基礎……お分かりとなるよう一日も早く
町民各位の御健康をお祈りすると共に御協力を願いいたします。
防犯措置を頼います。

部落の振興（行政、経済、文化、厚生安定）を自主的積極的に推進する自活團体である。

第一、基準設置の基

本方針

当町の末端組織の變遷はいろいろの歴史があり特に現在の団體員制度は画期的な試みとして昭和二十七年四月発足したのであるが、その結果は不充分で公民館活動や經濟取扱選択により自主的決

よつてその目的を円滑に達成せしめるため、戦後あらゆる事情で分離膨張した現在一四四の部落を九〇乃至一〇〇部落に合理的統合し、こゝに其の事項を提示し振興会の

五、振興金が地域の行
員の自治能力を涵養し、
行政効果を高める等を主
とするととも頗る大き
いが、これは漸く達
つて社会的要請と振興
会の自發的意志によ
ることとして、発足当
の段階では地域行政
廣報活動及び住民のチ
要な権利義務又は公共
の利害に關係ある事
の周知徹底、共同精
意慈の高揚に重点を置
き、無統制に補助的活
動を依頼することのそ

事業活動によつて定まるのであるが、總合的機能の地域團体の性格からいへば、そのような機能を持つことが適當である。

次的文章表を用いて、各員の組織上の位置と、その任務を明確にし、各員の配置を行なうこととする。

二、總会は、定例總会と臨時總会とする。定例總会は四月（会計年度初）に開き、予算と年度事業計画の決定及び決算及び事業報告の認定、規約の改正、役員選任等を行い、臨時總会は、必要に応じて部会又は地域班の会議をもつて、總会と役員へとし、必要に応じて部会又は地域班の会議を行ふ。

奉仕部	文化教養部（教養、休育、厚生、）
保健衛生部	藝術部
保安部（防犯、防火）	婦人部（生活改善部）
青少年部	納稅、貯蓄部
三、部及び班の長及び副長は会長が理事の中から指名して配属する。	二、振興会内の連絡上必要あるときは、地域を分つて地域班をおこなうことができる。
四、会務を民主的に処理	

月三十一日に終る。
ロ、経費は維持費、寄附金、事業収益金、補助金その他をもつておる。

第十三、書類、帳簿

公民館活動関係、経済振興関係、町役場関係、民主團体關係、その他別々に整備する外其の他参考法令文献等も備付ける。

第十四、その他

尙次の部落振興会の規約案は一應のひな型を示したのであつて部落の実状、立地條件にそ

第十二条 この会に会則綴録、予算書、收支会計簿、會議録、公文書類（公民館活動關係、經濟振興活動關係、町役場關係、民衆団体關係、其の他各部門別綴録）其の他帳簿參考法令、文獻等を備付け
る。